

事業所防災リーダー通信2023 Vol. 7

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。



避難先の名称の違いや役割を知りましょう

「避難所」と「避難場所」は似た言葉ですが、明確な違いがあります。被災した際に正しい避難行動ができるように知っておきましょう。

避難所とは 避難生活のために滞在できる場所

自宅等から立ち退き避難をした住民等が**必要期間滞在**したり、被災により居住場所が見つからない住民が**一定の期間、避難生活をするため場所**です。

区市町村ごとに指定されているため、日頃から近くの避難所を確認しておきましょう。



避難所（建物）

Safety evacuation shelter

避難場所とは 身の安全を守るために逃げ込む場所

津波や洪水、土砂崩れや大規模な火事等による危険な状況を回避するために**一時的に避難し、身を守るための場所**です。

指定緊急避難場所は、**災害種別ごとに設定**されており、学校のグラウンド、公園、駐車場、緑地等、非常時に逃げ込みやすいオープンスペースを使用することが多いです。火災の場合に利用できるものの水害では利用できない、といった避難場所もありますので、事前によく理解しておくことが大切です。



避難場所

Safety evacuation area



特に火災から身を守るために！

広域避難場所とは

東京都震災対策条例に基づき**火災の延焼拡大**から身を守るために設定された避難場所です。

避難者の生命を保護するために必要な面積を有する、公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースを使用します。23区内では東京都が、多摩地域等では各市町村が指定しています。

一時集合場所とは

広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が**一時的に集合**して様子を見る場所又は避難者が避難のために**一時的に集団**を形成する場所です。

火災の避難のフローは区市町村によって異なるため、確認しておきましょう。

図出典：「案内用図記号（JIS Z8210）」

東京都からのお知らせ

東京都では民間事業者の皆様の防災に関する取組の支援の一環として、**企業防災や帰宅困難者対策をテーマにした動画**を公開しています。本動画は**どなたでも無料で、ご都合のよいタイミングで視聴**できます。下記のリンクからアクセスしてください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1023379/1023380.html